

事務連絡  
令和5年9月7日

各 都道府県 放課後児童健全育成事業 主管部（局）御中  
市区町村

こども家庭庁成育局成育環境課

放課後児童クラブの利用手続における  
就労証明書のオンライン提出の取組について（周知）

平素よりこども・子育て支援施策の推進に御尽力いただきありがとうございます。

放課後児童クラブの利用手続における就労証明書のオンライン提出に関しては、令和5年7月3日付こども家庭庁成育局成育環境課事務連絡において、保育所入所などの手続に必要な就労証明書の標準的な様式をお示しすると共に、オンライン提出の取組の検討状況をお知らせしたところです。

今般、保育所の令和6年度入所に向けた就労証明書のオンライン提出の取組について、デジタル庁並びにこども家庭庁成育局保育政策課連名による通知が発出されました。

（別添1、別添2参照）

放課後児童クラブの利用手続において、就労証明書の標準的な様式に対応する場合は、保護者（従業員）はマイナポータル「ぴったりサービス」や電子メール等を通じて、企業等事業者（勤務先企業）から受け取った電子ファイルを市区町村に提出することが可能となります。なお、保護者がマイナポータル「ぴったりサービス」を使用するためには、市区町村においてマイナポータル申請管理により、放課後児童クラブの利用手続を登録、公開する必要があります。（別添3参照）

引き続き「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和5年6月9日閣議決定）の趣旨を踏まえ、就労証明書のオンライン提出への対応や放課後児童クラブの利用手続のオンライン化などをご検討ください。

各都道府県におかれましては、内容について御了知の上、管内市区町村（指定都市、中核市を除く。）に対して周知いただきますよう、お願い申し上げます。

【問い合わせ先】

こども家庭庁成育局成育環境課健全育成係  
TEL：03-6861-0303  
seiikukankyou.kenzen@cfa.go.jp

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 1 日

各都道府県  $\left( \begin{array}{c} \text{社会保障・税番号制度担当部局} \\ \text{保育主管部（局）} \end{array} \right)$  御中

デジタル庁国民向けサービスグループ  
(フロントサービス担当)  
こども家庭庁成育局保育政策課

### 令和 6 年度入所分の就労証明書提出について

社会保障・税番号制度（マイナンバー制度）の円滑な運用、子ども・子育て支援施策の推進につきまして、平素より格段の御高配を賜り、厚く御礼を申し上げます。

令和 6 年 4 月入所分に係る就労証明書の様式については、令和 5 年 5 月 29 日付こども家庭庁成育局保育政策課事務連絡「就労証明書の標準的な様式について（周知）」により、標準的な様式が示されたところです。これに伴いマイナポータル（ぴったりサービス）では、企業等事業者から直接市区町村に対し就労証明書を提出する方式を検討していたところ、当該方式では企業等事業者及び市区町村の双方に事務負担が生じることなどを総合的に勘案した結果、マイナポータル（ぴったりサービス）を通じた令和 6 年度入所分に係る就労証明書の提出方式については、企業等事業者による直接提出方式には対応せず、申請者が入所申請を行う際に就労証明書を添付する従来通りの提出方式を継続することとしました。今後は、申請者及び企業等事業者並びに市区町村において、より負担軽減となる提出方式が実現出来るよう引き続き検討します。

また、就労証明書の標準的な様式が示されたことに伴い、マイナポータル（ぴったりサービス）における就労証明書作成コーナーを変更しますので、各都道府県におかれましては、下記の事項について域内の市区町村に展開いただけますようお願いいたします。

### 記

#### 1 変更内容

現在、就労証明書作成コーナーに公開している市区町村毎の様式を削除し、標準的な様式のみを掲載します。また、マイナポータル申請管理において、標準制度名「就労証明書」及び当該制度に紐づく手続を削除するとともに、当該手続の登録は不可とします。また、企業等事業者による市区町村毎の就労証明書作成機

能も削除いたします。

## 2 変更日

令和5年9月14日（木）※9月15日（金）より利用可能となります。

## 3 その他

(1) 市区町村ホームページにて就労証明書作成コーナーのリンクを設定している場合は、標準的な様式を掲載しているなどの案内文に修正いただくなどの対応を、就労証明書作成コーナーの変更に合わせて行っていただくようお願いします。また、標準的な様式を使用する場合は、マイナポータル（ぴったりサービス）において、保育施設等の入所申込等の手続に市区町村独自の就労証明書の様式（ひな形／記入例）を登録している場合は、標準的な様式に差し替えを行っていただくようお願いします。

(2) 本変更にあたり、就労証明書作成コーナーからダウンロード可能となる標準的な就労証明書のファイル形式はエクセルのみとなります。

オンライン申請における就労証明書提出の際、ファイル形式をPDFも許容する場合、企業等事業者がファイル形式を変換するなどの作業負担が生じることから、企業等事業者の負担軽減の観点からも、エクセル形式での提出を推奨いたします。

(3) 企業等事業者が就労証明書作成コーナーを活用し、標準的な様式により就労証明書を作成することを踏まえ、市区町村においては、保育施設等の入所申込に係るオンライン申請の対応を行うとともに、申請者の利便性向上の観点からも当該就労証明書をオンライン申請時に添付できるよう対応をお願いします。

なお、保育施設等の入所申込について、マイナポータル（ぴったりサービス）による全ての地方公共団体における原則オンライン化の実現に向けた法令上の措置を行うこととしていますので、ご承知おき下さい。

(就労証明書作成コーナーに関する問合せ先)  
デジタル庁国民向けサービスグループ  
フロントサービス担当マイナポータル班  
米山、山崎、鎌田、押  
E-mail: [kiban.renkei@digital.go.jp](mailto:kiban.renkei@digital.go.jp)

(子ども・子育て支援制度、標準的な様式に関する問合せ先)  
こども家庭庁成育局保育政策課企画法令第一係  
電話番号：03-6858-0058

(ぴったりサービス、マイナポータル申請管理の操作に関する問合せ先)  
ぴったりサービスヘルプデスク  
電話番号：050-3818-2216  
受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30  
(土・日・祝日、年末年始を除く)  
E-mail: [support@mail.oss.myna.go.jp](mailto:support@mail.oss.myna.go.jp)

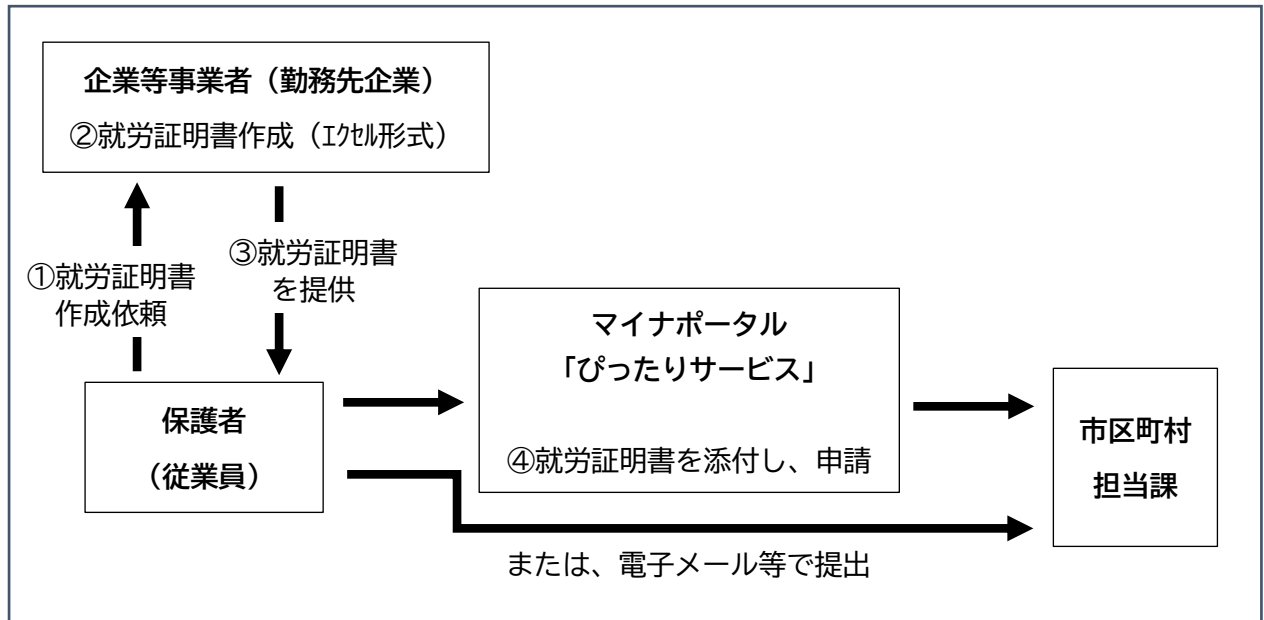
: 5 E

B c			
%		* (	fl L
&			
,			
(			
)			
*			
+			
,		%(	
-			
% S			
% %			
% &			
% '			
% (			
% )			
% *			D 8 :
% +		D 8 :	D 8 :





## ○就労証明書の提出フローの例



※就労証明書の標準的な様式は、こども家庭庁ホームページ

(<https://www.cfa.go.jp/policies/kosodateshien/houkago-jidou/>)、あるいはマイナポータル「ぴったりサービス」就労証明書作成コーナー（令和5年9月15日から利用可能）からダウンロード可能です。

○マイナポータル「ぴったりサービス」、マイナポータル申請管理の操作に関する問合せ先

ぴったりサービスヘルプデスク

電話番号：050-3818-2216

受付時間：月曜～金曜 9:30～18:30

（土・日・祝日、年末年始を除く）

E-mail：support@mail.oss.myna.go.jp